

消防の動き



2017
2
No.550

● 消防法施行令の一部を改正する 政令の概要

～ 救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正～



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



消防法施行令の一部を改正する政令の概要 ～救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正～ 4

平成29年2月号 No.550

巻頭言

「安心・安全の国際文化観光都市の実現へ」（京都市消防局長 杉本 栄一）

Report

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果	6
地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果	7

Topics

「新潟県糸魚川市火災現場」現地視察	9
総務大臣感謝状贈呈式（消防団関係）及び活動報告会の開催	12
「日本・マレーシア国際消防防災フォーラム」の開催	15
「避難支援アプリの機能に関する検討会」の開催	16
「災害情報伝達手段等の高度化事業」の実証事業実施団体の決定	18
平成29年度の消防防災に関する地方債措置の見通しについて	20

緊急消防援助隊情報

平成28年度地域ブロック合同訓練の実施結果	22
-----------------------	----

先進事例紹介

全国初 女性消防団員による合同連携実動訓練について ～女性消防団員の活動の幅を広げるために～	24
救急隊と病院の情報共有を支援する「ユビキタス救急医療支援システム」を活用した救急活動	26

消防通信～望楼

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部（大阪府）／和歌山市消防局（和歌山県） 備北地区消防組合庄原消防署（広島県）／山鹿市消防本部（熊本県）	29
--	----

消防大学校だより

予防科第100期の実施	30
警防科第100期の実施	31

報道発表

最近の報道発表（平成28年12月24日～平成29年1月23日）	32
---------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成28年12月24日～平成29年1月23日）	32
広報テーマ（2月・3月）	32

お知らせ

「消防団加入促進キャンペーン」の実施	33
平成29年春季全国火災予防運動	34
林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～	35



■ 表紙
本号掲載記事より

「安心・安全の国際文化 観光都市の実現へ」



京都市消防局長 杉本 栄一

京都市は、1200年を超える悠久の歴史に育まれた文化を有する「文化首都」として、世界遺産を始め有形・無形の文化財を数多く有し、山紫水明と称えられる美しい自然と調和しながら受け継がれ、市民の暮らしに息づいています。

京都市消防局では、昭和23年の自治体消防発足以来、文化財の防火・防災対策を最重要課題の一つに位置付け、数々の独自の施策に取り組んでまいりました。

そのような中で、昨年は、文化庁の京都への全面的移転が決定されました。

京都市では、これまで、文化財社寺関係者と地域住民が連携し災害時の初期対応を行う「文化財市民レスキュー体制」の構築や、観光ガイド等を対象に講習を実施し、緊急時は初期消火や避難誘導をしていただく「文化財防災マイスター」の養成、さらには、将来の文化財伝承の担い手となる子供たちが、防火について学んだり消防訓練を行う「文化財防火サマースクール」を開催するなど、独自の取組を推進しています。

この度、文化庁移転決定を受けて、京都が世界に誇る貴重な文化財を後世に引き継ぐため、火災を始めとするあらゆる災害から守り伝えていく決意を新たにしているところです。

今後も、これまで培ってきた文化財の防火・防災対策を継続、発展させ、掛け替えのない「文化財」を守る取組を進めてまいります。

一方、昨年7月に市内屈指の繁華街である先斗町で火災が発生し、全国的なニュースとして取り上げられました。

先斗町は、京町屋の飲食店が軒を連ねる京都らしい情緒ある街並みで、多くの観光客等にぎわう地域ですが、道路が狭あいだで木造建物が密集しているなど、防災面において課題があります。

そのため、火災発生後、速やかに地域団体と関係行政機関による「先斗町火災対策ネットワーク会議」を設置し、防火安全対策の強化について検討を行いました。

その結果、地域が主体となって先斗町の防火体制がより強化され、大規模な消防訓練も定期的実施されています。

このように、京都の歴史ある街並みを、地域の皆様と共に守る取組を今後も中断なく続けてまいります。

さて、京都市には、毎年5,500万人以上の観光客が訪れており、外国人を含めたこれら観光客の緊急時の対応も重要です。

京都市では、外国人の方が119番通報をされる時に5か国語で対応できる多言語通訳体制や、商店街、土産物店、コンビニエンスストア等を「安心救急ステーション」として登録し、近くで救急事案が発生した際に、素早い119番通報や応急手当を実施していただく体制を整えています。

また、多様化する救急事故や増加する救急需要への対応を一層強化するため、京都市立病院の敷地内に救急隊専用の消防出張所を開所し、救急隊を増隊するとともに、集団救急事故現場で応急救護の拠点となる「高度救急救護車」を配備しました。

集団救急事故が発生した場合には、市立病院の医師が同乗して災害現場へ出動する新たな体制も構築しています。

これからも京都の歴史を彩る文化や観光を、防火・防災の面から支え、社会情勢や時代背景にいち早く対応しながら、対策を講じることが、京都消防の責務であると認識し、あらゆる災害に的確果敢に立ち向かう「力強い消防」と、消防団や地域の皆様と共に全力で防火・防災に取り組む「地域密着型の消防」により、「安心・安全の国際文化観光都市」を目指してまいります。



消防法施行令の一部を改正する政令の概要 ～救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正～

救急企画室

1 改正の趣旨

近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域等においては、救急業務の空白が生じつつあります。愛媛県西予市の一部の地域においては、救急隊を平日昼間しか配置できておらず、同市から、地方分権改革提案として、救急隊を救急隊員2人以上をもって編成し（現行では、救急隊員3人以上をもって編成することとされています。）、軽症患者を搬送したいとの要望がありました。

これに対し、過疎地域等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせるなどの方策について検討し、必要な措置を講じる旨の閣議決定（「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定））がなされました。

上記の閣議決定を受け、救急業務の空白地域の解消及び発生の予防を目的として、過疎地域や離島における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とするため、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第379号。以下「改正令」という。）を公布しました。

2 改正の概要

（1）准救急隊員を含む救急隊による救急業務の実施に関する事項

改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第44条第2項において、消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が、①から⑤の対象地域のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、救急自動車1台並びに救急隊員2人以上及び准救急隊員1人以上をもって編成することができることとしています。

ここで、「消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域」については、消防署の出張所の管轄区域等を別途消防庁告示で定めることとしています。

また、「①から⑤の対象地域」は、以下のとおりです。



過疎地域及び離島における改正前後の救急隊の編成



- ① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域
- ③ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島の区域
- ④ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（いわゆる「全部過疎」、「みなし過疎」及び「一部過疎」）
- ⑤ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島の区域

また、「市町村が当該管轄区域内において発生する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項」については、実施地域、実施時間帯等を別途総務省令で定めることとしています。

（2）准救急隊員に関する事項

令第44条第6項において、准救急隊員は、①、②のいずれかに該当する消防職員（消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員）に限る。）をもって充てなければならないこととしています。

ここで、「①、②」は、以下のとおりです。

- ① 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
 - ② 救急業務に関し①に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者
- ①については、「救急業務及び救急医学の基礎」、「応急処置の総論」等の課目及び92時間以上の講習を、②については、医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科修了者（救急隊員OB）を別途総務省令で定めることとしています。

また、改正令による改正後の地方公務員災害補償法（昭和42年第274号）第46条において、特殊公務に従事する職員の特例について、准救急隊員についても、その対象としています。

また、別途救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）を改正し、准救急隊員について、表情や顔色を見る、傷病者の言動を観察する、出血の部位、血液の色及び出血の量を調べる等の観察等を行い、その結果に基づき、口腔内の清拭による気道確保、呼吸吹き込み法による人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ等の応急処置等を行うものと定めることとしています。なお、これらの応急処置等は、救急隊員が行う応急処置等のうち、心電図及び心電図伝送装置を使用した心電図伝送等、鉗子又は吸引器による咽頭及び声門上部の異物の除去、酸素吸入器による酸素吸入の単独実施等の危険性の高いものを除いたものとするとしています。

3 その他

改正令は、平成29年4月1日から施行します。

本制度の実施の検討に当たっては、近年の人口減少、厳しい財政状況等により、平日の夜間は救急隊を配置できないなどの救急業務の空白地域を解消し、発生を予防するためのものであることに留意していただきたい。

問合わせ先

消防庁救急企画室 谷口
TEL: 03-5253-7529

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められており、特に東日本大震災では、地震・津波により、地方公共団体の庁舎が大きな被害を受け、首長や職員も被災者となったことから、地方公共団体の業務継続体制の構築が強く求められるようになりました。

これまで、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府防災担当）（以下、「手引きとその解説」という。）により地方公共団体における業務継続計画（※）策定を支援してきました。

平成27年5月には、「手引きとその解説」から、小規模な市町村であってもあらかじめ定めるべき事項を抽出した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府防災）（以下、「市町村ガイド」という。）が作成され、これにより、小規模な市町村における業務継続計画の策定を支援しています。

また、平成28年2月には、より実効性の高い業務継続計画の策定を支援するため、「手引きとその解説」を東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえた内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改定し、地方公共団体へ通知しました。

地方公共団体における業務継続計画の策定率は、近年伸びてはいるものの、平成27年12月現在、市町村では36.5%と低水準に留まっており、特に規模の小さい市町村において低い傾向にありました。

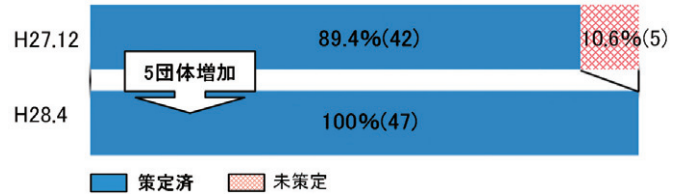
消防庁では、その後の業務継続計画の策定状況を把握するため、平成28年4月1日時点で調査を実施し、結果を取りまとめました。

2 調査結果

(1) 都道府県における策定状況：100%（図1）

都道府県における平成28年4月1日現在の策定率は100%（47団体）と前回調査（平成27年12月）から10.6%（5団体）増加しており、全ての団体で策定が完了しました。

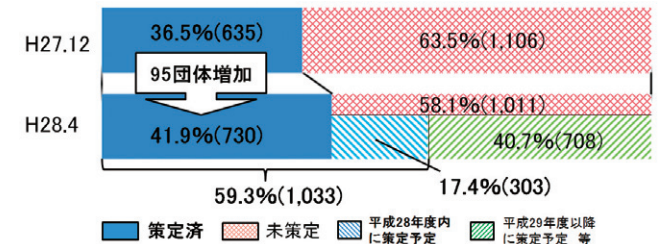
図1 業務継続計画策定状況の推移（都道府県）（N=47）



(2) 市町村における策定状況（図2）

市町村における平成28年4月1日現在の策定率は41.9%（730団体）と前回調査から5.4%（95団体）増加しており、平成28年度内には59.3%に当たる1,033団体で策定が完了する予定となっています。

図2 業務継続計画策定状況の推移（市町村）（N=1,741）



調査結果を踏まえ、消防庁は業務継続計画未策定の市町村に対し、「市町村ガイド」を参考に早期に業務継続計画を策定することを、業務継続計画を策定している団体に対し、職員の教育や訓練等により業務継続計画の実効性を高めるとともに、内容の充実を図ることを周知しました。

※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

<地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果（平成28年10月）リンク先>

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/10/281028_houdou_1-1.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

地方公共団体における 業務継続性確保のための 非常用電源に関する 調査結果

防災課

1 はじめに

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない通常業務を抱えています。災害時に地方公共団体自らが被災し、人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を的確に行えるよう、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である業務継続計画の策定等による、業務継続性を確保しておくことが極めて重要であります。

業務継続計画策定の参考となる「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月内閣府(防災担当))」においても「業務継続計画の特に重要な6要素」の1つとして、「電気、水、食料等の確保」が挙げられています。

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、地方公共団体の庁舎において停電が発生し、災害対策機能に支障が生じる事例が見受けられたため、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況等を把握するための緊急調査を実施し、その結果を取りまとめ、平成27年11月に「地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果」として公表し、業務継続計画の策定等により、災害時における業務継続性の確保の必要性について地方公共団体に対し周知してきました。今年度においても再度調査を実施し、平成28年10月にその結果を取りまとめました。

本稿では、当該調査結果について紹介します。

2 調査の概要

2.1 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

2.2 調査基準日

平成28年4月1日

2.3 調査内容

- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の浸水・地震対策
- 非常用電源の使用可能時間

3 調査結果

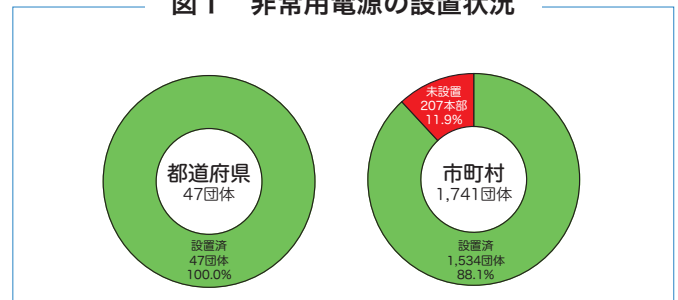
3.1 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、設置している団体は、

- 都道府県：47団体(100%)…前回調査と同じ
- 市町村：1,534団体(88.1%)…前回調査では1,476団体(84.8%)

となっています(図1)。

図1 非常用電源の設置状況



3.2 非常用電源の災害対策状況

3.2.1 浸水に対する対策

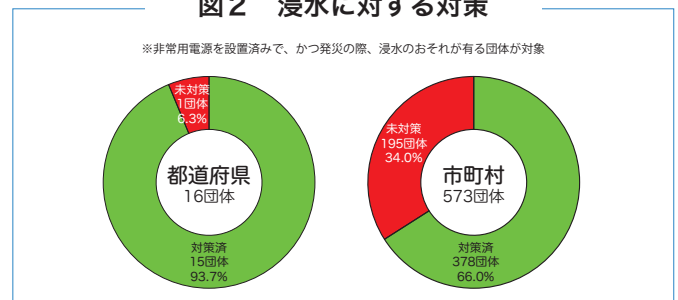
非常用電源の浸水に対する対策状況を見ると、非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある団体(都道府県16団体、市町村573団体)のうち、浸水対策をしている団体は、

- 都道府県：15団体(93.7%)…前回調査では12団体(80.0%)
- 市町村：378団体(66.0%)…前回調査では313団体(61.1%)

となっています(図2)。

また、浸水に対する対策としては、想定浸水深より上部(例えば屋上など)に設置する、水が入らない部屋に設置する、浸水防水板等を準備している団体がみられました。

図2 浸水に対する対策



3.3.2 地震に対する対策

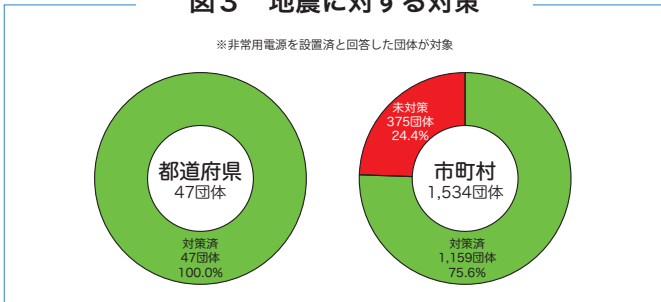
非常用電源の地震に対する対策状況を見ると、非常用電源を設置済の団体(都道府県47団体、市町村1,534団体)のうち、地震対策をしている団体は、

- 都道府県：47団体(全ての団体で対策済)…前回調査と同じ
- 市町村：1,159団体(75.6%)…前回調査では1,088団体(73.7%)

となっています(図3)。

また、地震に対する対策としては、建物が耐震化済で発電装置等が転倒防止措置済、屋外にアンカーボルト等で固定し設置している団体がみられました。

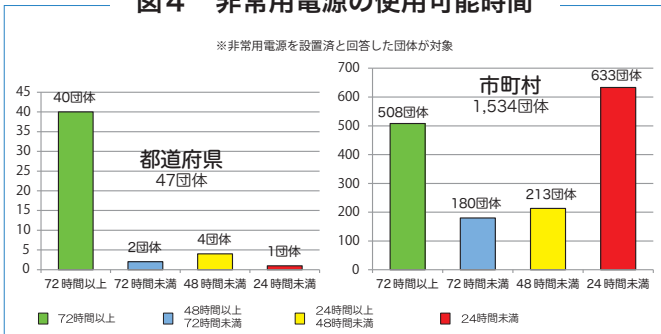
図3 地震に対する対策



3.4 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,534団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は、
 ○都道府県：40団体（85.1%）…前回調査では33団体(70.2%)
 ○市町村：508団体（33.1%）…前回調査では341団体(23.1%)
 となっています（図4）。

図4 非常用電源の使用可能時間



4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（平成28年10月28日付け消防第143号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に周知したところであり、

① 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源及びその燃料の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

② 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想

定されることから、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、転倒防止の措置や浸水想定深より上部への設置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。なお、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

③ 非常用電源の使用可能時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府（防災担当））」において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくことが望ましいものであること。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

5 終わりに

今回の調査結果では、前回調査した平成27年10月時点から改善しているが、いまだに非常用電源が整備されていない市町村がみられました。

また、整備されている都道府県・市町村であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体や、地震対策がなされていない団体など、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体がみられました。

今般の台風第10号災害でも、地方公共団体の庁舎において停電が発生したため、災害対応に支障が生じる事例が発生し、非常用電源確保の重要性が改めて認識されたところであり、地方公共団体の災害対策機能が維持されるよう、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

なお、本調査結果については、消防庁のホームページ (https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/10/281028_houdou_2.pdf)

に掲載しているので参考にしてください。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 渡部
 TEL: 03-5253-7525

「新潟県糸魚川市火災現場」 現地視察

消防・救急課

1. 原田総務副大臣

平成28年12月29日、原田総務副大臣は、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災により甚大な被害が生じた火災現場を視察しました。

その後、糸魚川市消防長より当日の活動概要の説明を受けた後、糸魚川市消防長及び糸魚川市消防団長と意見交換を行うとともに、糸魚川市消防本部職員への激励を行いました。



火災現場を視察する原田総務副大臣（右側）



火災現場を視察する原田総務副大臣（右側2番目）



糸魚川市消防本部で糸魚川市消防長より火災概要の説明を受ける原田総務副大臣（左側）



火災現場を視察する原田総務副大臣（左側3番目）



糸魚川市消防本部で消防職員の激励を行う原田総務副大臣（手前）

2. 金子総務大臣政務官

平成29年1月13日、金子総務大臣政務官は、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災により甚大な被害が生じた火災現場を視察しました。

その後、糸魚川市消防署長より当日の活動概要の説明を受けた後、糸魚川市消防長及び糸魚川市消防団長と意見交換を行うとともに、糸魚川市消防本部職員への激励を行いました。



火災現場を視察する金子総務大臣政務官（左側2番目）



火災現場を視察する金子総務大臣政務官（左側2番目）



火災現場を視察する金子総務大臣政務官（右側）



糸魚川市消防本部で糸魚川市消防署長より火災概要の説明を受ける金子総務大臣政務官（手前）



糸魚川市消防本部で消防職員の激励を行う金子総務大臣政務官（左側2番目）

3. 消防庁長官

平成28年12月27日、消防庁長官は、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災により甚大な被害が生じた火災現場を視察しました。

その後、糸魚川市消防長より当日の活動概要の説明を受けた後、糸魚川市消防長及び糸魚川市消防団長と意見交換を行うとともに、糸魚川市消防本部職員への激励を行いました。



糸魚川市消防本部で現場図面を確認する消防庁長官（右側2番目）



火災現場の映像を確認する消防庁長官（右側）



糸魚川市消防団長と意見交換する消防庁長官（左側）



糸魚川市消防本部で糸魚川市消防長より火災概要の説明を受ける消防庁長官（左側）



糸魚川市消防本部で消防職員の激励を行う消防庁長官（左側）

問い合わせ先
消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

総務大臣感謝状贈呈式（消防団関係）及び活動報告会の開催

地域防災室

消防庁では、昨年4月に発生した熊本地震において活躍した消防団及び平成27年4月1日から1年間で消防団員数が相当数増加した消防団の計77団に対して、高市総務大臣より感謝状を贈呈しました。

熊本地震では、震度7を2度も観測し、多くの家屋が倒壊するなど甚大な被害がもたらされました。そのような中、被災地の消防団は、自らが被災者であるにもかかわらず、災害現場にいち早く駆け付け、消火、救助活動等を実施するとともに、その後においても、避難所運営や地域の見回りなどきめ細かな対応を行いました。これら献身的な活動により、被害を最小にとどめ、地域の安全・安心に寄与した功績は誠に顕著であると認められました。

また、消防団員の確保については、一般消防団員のほか、女性や学生の消防団員の確保に努め、消防団員数を相当数増加させることにより、地域防災力の向上に大きく貢献したと認められました。

感謝状の贈呈後、活動報告会を開催し、受賞した消防団から、熊本地震時の活動や消防団員確保に向けた取組について報告していただきました。

平成28年4月1日現在、消防団員数は856,278人であり、減少幅は縮小しているものの、依然として減少傾向が続いております。一方で、女性や学生等の消防団員が増加しています。

消防庁においては、平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、女性や若者を始めとする幅広い層への加入促進、消防団員の処遇の改善、装備・教育訓練の改善等について全力を挙げて取り組んでいるところです。

この度、感謝状を贈呈した消防団の取組も参考にしながら、各地において消防団の充実強化のため更なる取組を行っていただきたいと考えております。

◇総務大臣感謝状贈呈団体（77団）

1 平成28年熊本地震において活躍した消防団（55団）

（熊本県）

- | | | | | | | |
|----------|----------|----------|---------|-----------|----------|----------|
| ○熊本市消防団 | ○八代市消防団 | ○人吉市消防団 | ○荒尾市消防団 | ○水俣市消防団 | ○玉名市消防団 | ○山鹿市消防団 |
| ○菊池市消防団 | ○宇土市消防団 | ○上天草市消防団 | ○宇城市消防団 | ○阿蘇市消防団 | ○天草市消防団 | ○合志市消防団 |
| ○美里町消防団 | ○玉東町消防団 | ○南関町消防団 | ○長洲町消防団 | ○和水町消防団 | ○大津町消防団 | ○菊陽町消防団 |
| ○南小国町消防団 | ○小国町消防団 | ○産山村消防団 | ○高森町消防団 | ○西原村消防団 | ○南阿蘇村消防団 | ○御船町消防団 |
| ○嘉島町消防団 | ○益城町消防団 | ○甲佐町消防団 | ○山都町消防団 | ○氷川町消防団 | ○芦北町消防団 | ○津奈木町消防団 |
| ○錦町消防団 | ○多良木町消防団 | ○湯前町消防団 | ○相良村消防団 | ○あさぎり町消防団 | ○苓北町消防団 | |

（大分県）

- | | | | | | | |
|-----------|---------|----------|---------|---------|-----------|---------|
| ○大分市消防団 | ○別府市消防団 | ○中津市消防団 | ○日田市消防団 | ○佐伯市消防団 | ○臼杵市連合消防団 | ○臼杵消防団 |
| ○臼杵市連合消防団 | ○野津消防団 | ○津久見市消防団 | ○竹田市消防団 | ○宇佐市消防団 | ○豊後大野市消防団 | ○由布市消防団 |
| ○九重町消防団 | ○玖珠町消防団 | | | | | |

2 消防団員の確保に係る感謝状贈呈団体：22団（重複5団）

(1) 消防団員が相当数増加した消防団（15団）

- | | | |
|-----------------|------------------|--------------------|
| ○盛岡市消防団（岩手県） | ○桑折町消防団（福島県） | ○大田原市消防団（栃木県） |
| ○板橋消防団（東京都） | ○横浜市山手消防団（神奈川県） | ○横浜市旭消防団（神奈川県） |
| ○横浜市戸塚消防団（神奈川県） | ○高岡市消防団（富山県） | ○恵那市消防団（岐阜県） |
| ○揖斐川町消防団（岐阜県） | ○名古屋市大学生消防団（愛知県） | ○堺市消防局災害活動支援隊（大阪府） |
| ○高梁市消防団（岡山県） | ○大田市消防団（島根県） | ○東峰村消防団（福岡県） |

(2) 消防団員の増加率及び増加数が相当である消防団（2団）

- | | |
|--------------|---------------|
| ○矢巾町消防団（岩手県） | ○北山村消防団（和歌山県） |
|--------------|---------------|

(3) 女性団員の入団が多かった消防団（5団）

- | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|
| ○小山市消防団（栃木県） | ○横浜市山手消防団（神奈川県） | ○横浜市旭消防団（神奈川県） |
| ○横浜市戸塚消防団（神奈川県） | ○越前市消防団（福井県） | |

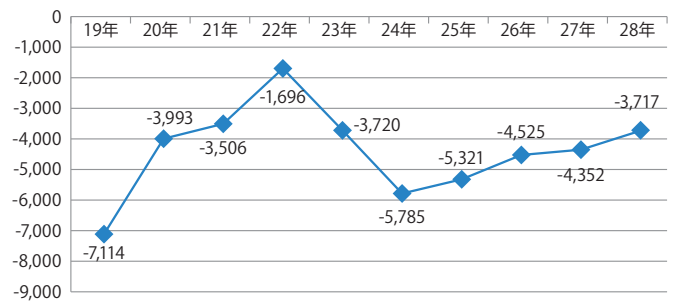
(4) 学生団員の入団が多かった消防団（5団）

- | | | |
|------------------|--------------|-------------|
| ○前橋市消防団（群馬県） | ○板橋消防団（東京都） | ○豊島消防団（東京都） |
| ○名古屋市大学生消防団（愛知県） | ○松山市消防団（愛媛県） | |

消防団員数（平成28年4月1日現在）

		H28.4.1	H27.4.1	増減
消防団員数		856,278	859,995	▲ 3,717
性別	男性	832,379	837,248	▲ 4,869
	女性	23,899	22,747	1,152
(参考)	地方公務員	64,275	62,751	1,524
	郵政	6,425	6,150	275
	学生	3,255	3,017	238

消防団員数 前年比較



※平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、東日本大震災の影響により、前年数値（平成22年4月1日）により集計している。

都道府県別消防団員数

(単位:人)

都道県順	都道府県	平成28年度	平成27年度	増減	都道府県	平成28年度	平成27年度	増減	
		実員数	実員数	実員数		実員数	実員数	実員数	
1	北海道	25,528	25,686	▲ 158	25	滋賀県	9,169	9,188	▲ 19
2	青森県	19,078	19,248	▲ 170	26	京都府	17,663	17,838	▲ 175
3	岩手県	22,125	22,202	▲ 77	27	大阪府	10,551	10,476	75
4	宮城県	19,784	19,906	▲ 122	28	兵庫県	42,711	43,039	▲ 328
5	秋田県	17,177	17,320	▲ 143	29	奈良県	8,533	8,566	▲ 33
6	山形県	25,433	25,562	▲ 129	30	和歌山県	11,847	11,872	▲ 25
7	福島県	33,798	34,094	▲ 296	31	鳥取県	5,081	5,127	▲ 46
8	茨城県	23,441	23,632	▲ 191	32	島根県	12,117	12,222	▲ 105
9	栃木県	14,902	14,875	27	33	岡山県	28,580	28,610	▲ 30
10	群馬県	11,729	11,786	▲ 57	34	広島県	22,145	22,229	▲ 84
11	埼玉県	14,338	14,283	55	35	山口県	13,312	13,322	▲ 10
12	千葉県	26,156	26,368	▲ 212	36	徳島県	10,878	10,880	▲ 2
13	東京都	23,074	23,315	▲ 241	37	香川県	7,757	7,722	35
14	神奈川県	18,191	18,099	92	38	愛媛県	20,368	20,451	▲ 83
15	新潟県	37,827	38,121	▲ 294	39	高知県	8,204	8,256	▲ 52
16	富山県	9,536	9,498	38	40	福岡県	25,113	25,150	▲ 37
17	石川県	5,299	5,302	▲ 3	41	佐賀県	19,309	19,283	26
18	福井県	5,781	5,797	▲ 16	42	長崎県	19,918	20,053	▲ 135
19	山梨県	15,173	15,174	▲ 1	43	熊本県	34,135	34,372	▲ 237
20	長野県	35,139	35,311	▲ 172	44	大分県	15,440	15,525	▲ 85
21	岐阜県	20,962	20,770	192	45	宮崎県	14,793	14,829	▲ 36
22	静岡県	20,086	20,416	▲ 330	46	鹿児島県	15,475	15,475	0
23	愛知県	23,203	23,189	14	47	沖縄県	1,716	1,709	7
24	三重県	13,703	13,847	▲ 144	合計	856,278	859,995	▲ 3,717	



感謝状贈呈の様子



感謝状受賞団体 (熊本地震関係①)



感謝状受賞団体 (熊本地震関係②)



感謝状受賞団体 (女性消防団員増加団体)



感謝状受賞団体 (一般消防団員増加団体)



感謝状受賞団体 (学生消防団員増加団体)

問い合わせ先
 消防庁地域防災室 長堀
 TEL: 03-5253-7561

「日本・マレーシア国際消防防災フォーラム」の開催

参事官

1 はじめに

近年アジア諸国では、経済発展や都市化が進展しており、これまで以上に高度な消防・防災体制を構築する必要性が高まっています。このような中で、人命救助や消火の技術、火災予防制度等について、我が国からの知見の共有や技術の移転に対する要望が増加しています。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、我が国の消防技術・制度等をアジア諸国を中心に広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成19年度から年に1度開催しています。

9回目となる本年度のフォーラムは、平成28年11月29日、30日に、マレーシアのスバンジャヤにおいて「日本・マレーシア国際消防防災フォーラム」と題し、マレーシア消防救助局との共催で実施しました。



フォーラム 開会式

2 フォーラムの概要

フォーラムは、在マレーシア日本国大使館の児玉良則公使のスピーチで幕を開け、消防庁からは杉本達治国民保護・防災部長、恵崎孝之国際規格対策官による発表が行われました。その他、総務省情報通信国際戦略局からの発表と、マレーシア側から3テーマが発表され、活発な意見交換が行われました。特に、マレーシア側の参加者から多くの質問があり、日本の制度やシステムに対する関心の高さが感じられました。



会場内の様子

また、前回のフォーラムに引き続き、我が国の消防関係企業の方々（9社21名）に御参加いただき、会場に設けた展示ブースにおいて、製品の展示や紹介を行っていただきました。官民連携して日本の経験、技術、ノウハウを海外に展開する良い機会となりました。



日本企業による製品紹介

3 おわりに

マレーシアでは、更なる経済成長と都市化が見込まれる中で、これまで以上に高度な消防・防災体制の強化がますます重要になっていくものと思います。今回のフォーラムの成果が、そのための一助となることを期待しています。

発表テーマ

【日本側】

- 日本の消防機関による危機対応
- 日本における消防機器の認証制度
- 日本の消防・防災ICT分野の国際協力

【マレーシア側】

- マレーシアにおける火災調査
- マレーシアにおける持続可能な火災予防のための課題
- マレーシアでの消防士の課題

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 柿本、寛
TEL: 03-5253-7507

「避難支援アプリの機能に関する検討会」の開催

防災情報室

1 避難支援アプリの機能に関する検討会の概要

地理に不案内な来訪者等に対し、災害時に適切な避難行動を支援できる「避難支援アプリ」の実現に向けて、避難支援アプリに必要な機能を整理するとともに、それらの機能を実現するために必要な防災情報（ハザードマップ、避難場所等のデータ）に対する要求と仕様を明確化することにより、避難支援アプリ開発の全国的な推

進を図ります。

本検討会では、避難支援アプリで実現する機能と必要な防災情報(データ)について検討するとともに、アプリ作成時における課題とアプリ利用上の留意点を整理した上で、避難支援アプリの作成等に関するガイドラインを作成することを目的とし、第1回検討会を平成28年12月16日に開催いたしました。



2 検討事項

本検討会では、津波災害を想定し、適切な避難行動を促すために必要な機能と防災情報を検討します。

- (1) 避難支援アプリに必要な機能
- (2) 避難支援アプリの機能を実現するために必要な防災情報
- (3) アプリ開発時の留意点と利用時の留意点を検討

3 第1回検討会の内容

第1回検討会では、事務局より主に検討の進め方や必要な機能について説明を行い、委員による議論が行われました。

避難支援アプリの機能に関する検討会委員名簿

(敬称略・五十音順)

今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 所長
大木 章一	国土交通省 国土地理院 応用地理部長
大槻 昌弘	株式会社NTTドコモ ソリューションサービス部 端末イノベーション担当部長
小貫 和昭	神奈川県横須賀市 危機管理課長(次長)
亀井 純	宮城県松島町 総務課長
川村 一郎	一般財団法人マルチメディア振興センター プロジェクト企画部長
下村 博之	株式会社パスコ 中央技術部 技術センター副センター長
中村 功	東洋大学 社会学部 教授
島 良	ヤフー株式会社 コーポレート統括本部 政策企画本部 政策企画室 マネージャー
日置 和宏	三重県伊勢市 危機管理課長
東出 成記	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 大規模地震対策推進室長
廣瀬 昌由	内閣府 政策統括官(防災担当) 付参事官(調査・企画担当)
座長 吉井 博明	東京経済大学 名誉教授

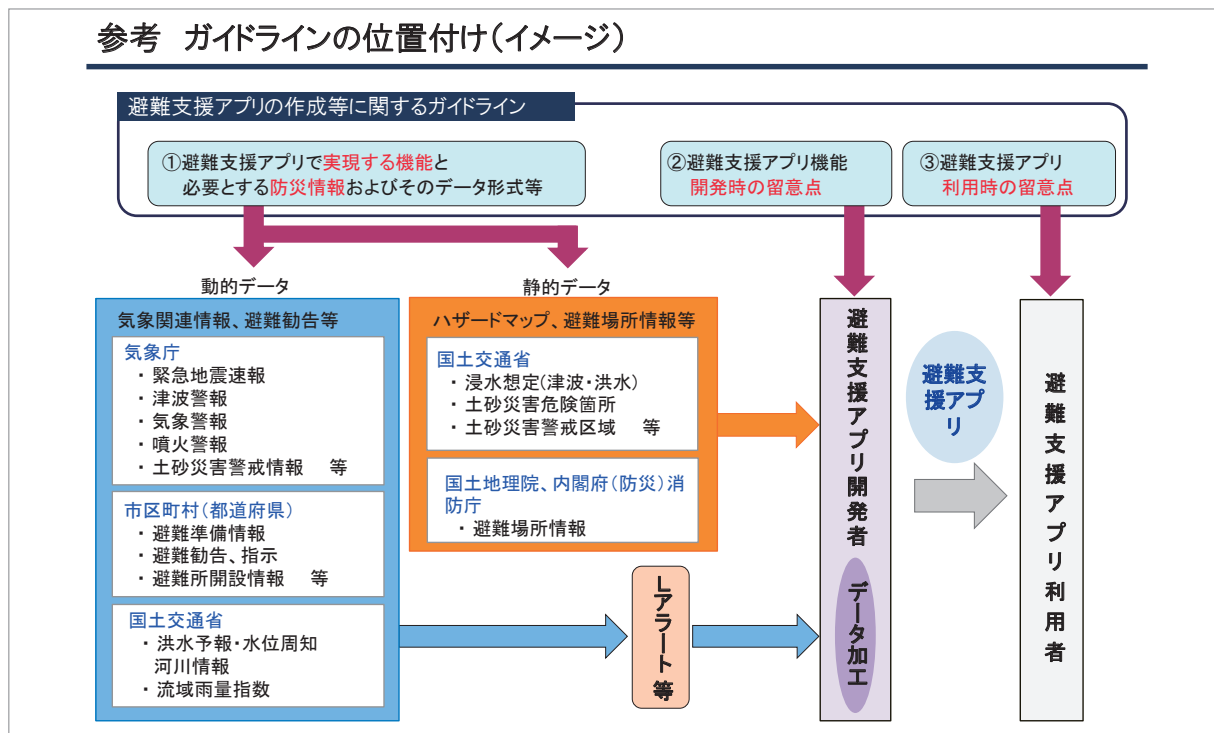
4 今後の予定

今年度中に3回程度検討会を開催し、避難支援アプリの作成等に関するガイドラインを取りまとめる予定です。
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/hinanshien_appli/index.html



検討会の様子

参考 ガイドラインの位置付け(イメージ)



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
 TEL: 03-5253-7526

「災害情報伝達手段等の高度化事業」の実証事業実施団体の決定

防災情報室

1 災害情報伝達手段等の高度化事業の概要

集中豪雨による水害や土砂災害、津波災害等に際しては、市区町村は避難勧告等を適切に発令するとともに、住民に対し確実に情報伝達することが求められています。また、大規模災害が発生した際には、都道府県と市区町村が情報を共有しながら、災害対応業務をより効率のかつ迅速に行うことが重要です。

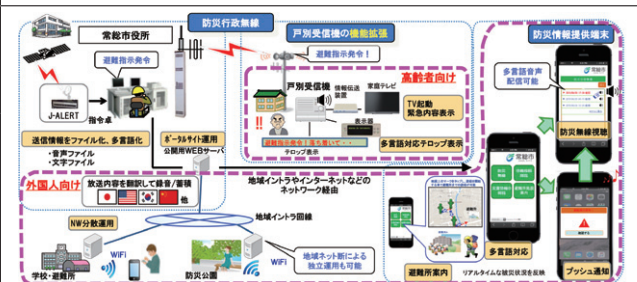
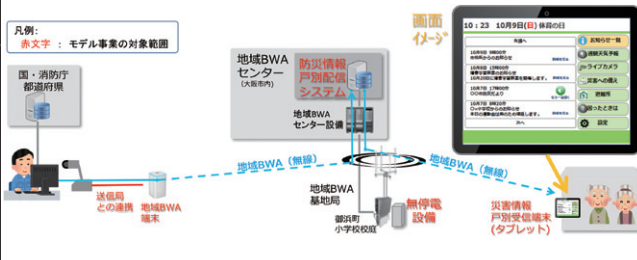
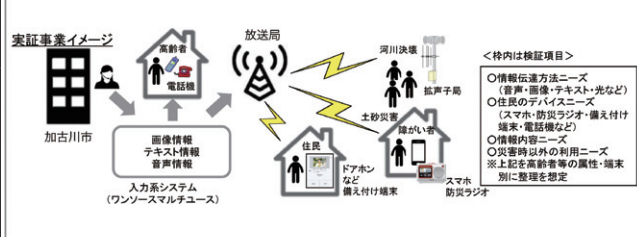
こうした情報伝達や災害対応業務に係る課題を解決するため、情報伝達手段等の高度化を図るための提案型モデル事業を実施することとし、必要な経費を平成28年度第2次補正予算に計上しました。平成28年10月12日（水）から11月11日（金）まで地方公共団体から提案を募集した上で、外部の有識者からなる評価委員会による書面審査等（必要に応じてヒアリングを実施）を踏まえた評価に基づき、7団体を実証事業実施団体として選定しました（平成29年1月5日報道発表資料

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/01/290105_houdou_1.pdf参照）。

市区町村において、高齢者等の地域住民に効果的に防災情報を伝達できるよう、防災行政無線の戸別受信機等を整備し、その情報伝達効果を検証する。

2 選定結果

A事業：「戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業」（市区町村）

自治体	事業名・概要	イメージ図
茨城県 常総市	防災行政無線の戸別受信機、情報端末での利用強化～住民への「きめ細やか」な情報伝達機能の実証～ 高齢者、外国人等に的確に防災情報を伝達するために、「戸別受信機とテレビ、テロップ表示盤などを連動させて表示する機能拡充」、「防災情報のプッシュ通知等を行うスマートフォンアプリ」の整備	
三重県 御浜町	地域BWAを利用した防災情報戸別配信システムの構築 情報伝達手段の多層化や高齢者・外国人等へきめ細かく防災情報を伝達するため、地域BWAを活用し、タブレット端末へ戸別情報を配信するシステムの整備	
兵庫県 加古川市	V-Lowマルチメディア放送を中心とした災害情報伝達の高度化 土砂災害のおそれのある地域住民・高齢者等に対し適切な避難行動等を促すために、V-Lowマルチメディア放送を活用し、映像・音声・文字など多様な内容を伝達できるV-Lowラジオ、屋外スピーカー等を整備	

<p>愛媛県 宇和島市</p>	<p>聴覚障がい者等への確実な災害情報伝達</p> <p>聴覚障がい者等の情報弱者に対し、確実に防災情報を伝達するために、携帯電話網を活用したテレビを起動させるシステムを整備</p>	
<p>愛媛県 新居浜市</p>	<p>災害・防災情報伝達機能強化整備事業</p> <p>防災情報等を住民に適時適切に伝達するために、「コミュニティFM」、「地域BWAを活用した屋外放送システム、高画質河川監視カメラ等」、「スマートフォン等を利用した防災情報の伝達・安否システム」の整備</p>	
<p>熊本県 菊池市</p>	<p>タブレット・スマートフォンを活用したパーソナライズ災害情報配信システムの整備</p> <p>高齢者、障がい者、外国人等それぞれの特性に合わせわかり易く防災情報を伝達するために、携帯電話網を活用した情報伝達システム、スマートフォンアプリの開発</p>	

B事業：「防災情報システムに係る実証事業」（都道府県）

都道府県において、市区町村と連携して都道府県の防災情報システムを効果的に活用できるよう、市区町村の

業務機能を含む各種機能（情報共有、被害集約、被災者支援等）を整備し、災害対応業務の効率化・迅速化等の効果を検証する。

自治体	事業名・概要	イメージ図
愛知県	<p>市区町村の災害対応業務に特化した防災情報システム環境の整備</p> <p>市町村の災害対応業務の効率化や避難勧告等の迅速な意思決定を支援するため、住民広報や被害情報管理、避難者対応等の市町村の災害対応業務を支援する防災情報システムを構築</p>	

3 今後の予定

実証事業実施団体とともに提案内容に基づき情報伝達手段、防災情報システムの整備及び検証を行い、その成果をもとに、災害情報伝達手段等に係るガイドラインを作成し、全国に普及させていきたいと考えています。

問い合わせ先
 消防庁防災情報室
 TEL: 03-5253-7526

平成29年度の消防防災に関する地方債措置の見通しについて

消防・救急課

平成29年度の消防防災に関する地方債措置の見通しについて、以下のとおりお知らせします。

地方公共団体におかれては、これらの地方債を積極的に活用することにより、消防防災体制の充実強化に一層努めていただきますようお願いいたします。

1 緊急防災・減災事業債

- 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は地方財政計画に5,000億円（前年度同額）を計上
- 充当率100%、交付税措置率70%
- 以下の3事業を対象拡充
 - ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化
 - ・ 消防機関間の連携・協力により複数の消防本部が共同で実施する高機能消防指令センターの整備・改修
 - ・ 指定避難所におけるWi-Fi等の整備
- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）等を踏まえて対象拡充した、以下の3事業を引き続き対象
 - ・ 指定避難所における空調設備の整備
 - ・ 被災者関連機能等を有する防災情報システムの整備
 - ・ 災害時オペレーションシステムの整備

2 防災対策事業債

- 以下の2事業を対象拡充
 - ・ 都道府県の消防学校における実践的訓練設備のうち、模擬消火訓練装置（AFT（※））及び実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）の整備（充当率75%、交付税措置率30%）
 - ※ Advanced Fire-fighting Training system
 - ・ 消防の連携・協力を行う市町村が、当該連携・協力に係る計画に基づき実施する消防用車両等の整備（充当率90%、交付税措置率50%）

3 公共施設等適正管理推進事業債（仮称）

- 本事業債のうち市町村役場機能緊急保全事業において、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等を対象
 - ・ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%
 - ※ 地方債の充当残については、基金の活用が基本
 - ・ 事業要件：公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であることに加えて、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるもの など
 - ・ 事業年度：平成29年度から平成32年度まで（4年間）

平成29年度の消防防災に関する地方債措置の見通しについて

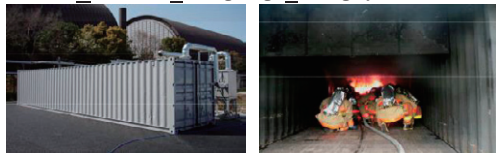
緊急防災・減災事業債

○ 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は地方財政計画に5,000億円(前年度同額)を計上

1. 対象事業(下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)
 災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等
 - (1) 災害に強いまちづくりのための事業
 - ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
 - ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
 - ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi等)の整備 など
 - (2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築
 - ① 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化
 - ② 消防の広域化又は共同化に伴う高機能消防指令センターの整備
 - ③ 防災行政無線のデジタル化 など
 - (3) 地域の防災力を強化するための施設の整備
 - ① 防災の拠点となる施設(地域防災センター等)の整備
 - ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
 - ③ 消防団の機能強化のための整備(救助資機材搭載型車両等) など
2. 財政措置
 充当率100%(交付税措置率70%)
3. 事業年度
 平成29年度から平成32年度まで(4年間)

防災対策事業債

- 平成29年度以降の対象事業として以下追加見込み
- ・ 都道府県の消防学校における実践的訓練設備のうち、
 - ◆ 模擬消火訓練装置(AFT)
 - ◆ 実火災体験型訓練装置(ホットレーニング)の整備
(充当率75%(交付税措置率30%))
 - ・ 消防の連携・協力を行う市町村が、当該連携・協力に係る計画に基づき実施する消防用車両等の整備
(充当率90%(交付税措置率50%))



公共施設等適正管理推進事業債(仮称)

- 本事業債のうち市町村役場機能緊急保全事業において、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等を対象
- (1) 財政措置: 充当率90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率30%
 ※ 地方債の充当残については、基金の活用が基本
 - (2) 事業要件: 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であることに加えて、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの など
 - (3) 事業年度: 平成29年度から平成32年度まで(4年間)

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 山並
 TEL: 03-5253-7522

緊急消防援助隊情報

平成28年度地域ブロック合同訓練の実施結果

広域応援室

九州ブロック 長崎県実行委員会

平成28年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練は、長崎県雲仙市を主会場に、過去に発生した「雲仙普賢岳噴火災害」を取り入れた訓練想定、フェリーや自衛隊航空機での部隊進出等、実践的な訓練を実施した。

1. 実施日

平成28年11月5日（土）～6日（日）

2. 実施場所

高長崎市、島原市、諫早市、大村市、雲仙市

3. 訓練想定

平成28年11月5日（土）9時00分頃、長崎県島原半島に存在する雲仙地溝北縁断層帯を震源とする地震が発生し、雲仙市で震度6強、島原市、南島原市及び諫早市では震度6弱を観測した。

さらに、同日9時20分頃には、雲仙地溝北縁断層帯を震源とする地震が発生し、島原半島の有明海沿岸全域に津波警報が発表された。この地震による人的・物的被害は甚大であり、一部の地域では火災も発生している。なお、被害の全容は把握されておらず、さらに人的・物的被害が拡大している模様である。

4. 被災地初動対応訓練（図上）訓練

地震発生後、直ちに長崎県庁防災室内に県災害対策本部と消防応援活動調整本部（以下、「調整本部」という。）を設置し、消防庁、被災地（雲仙市）の市災害対策本部及び消防本部内に設置された緊急消防援助隊指揮支援本部（以下、「指揮支援本部」という。）並びに、実動訓練を連動し、情報伝達訓練及び災害規模・内容に対応した部隊投入訓練及び関係機関の要請訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 県庁防災室に県災害対策本部及び調整本部を設置し、訓練を実施したが、現在の県庁防災室は狭く、活動に支障があった。今後は、調整本部を県災害対策本部に隣接した場所で、かつ、自衛隊・DMAT等防災関係機関と連携できる場所の確保やレイアウト等について検討する必要がある。
- 情報伝達訓練に可搬型衛星電話を活用したが、庁舎内では使用できず、情報伝達に時間を要した。今後は、優先度を考えた効率的な情報の伝達や衛星回線の増設等について検討する必要がある。



被災地初動対応訓練（図上）訓練（県庁防災室）

5. 実動訓練

（1）部隊集結訓練、統合機動部隊による部隊運用訓練

部隊参集は、進出拠点を複数設置し、被災地消防本部の受援対応訓練を併せて実施した。

先遣出動した統合機動部隊（福岡・佐賀・熊本・大分の4県）は、進出拠点到着時に詳細な任務が付与され、瓦礫埋没建物救出訓練、土石流埋没家屋救出訓練、土石流埋没車両救出訓練、津波浸水域救出訓練を実施した。

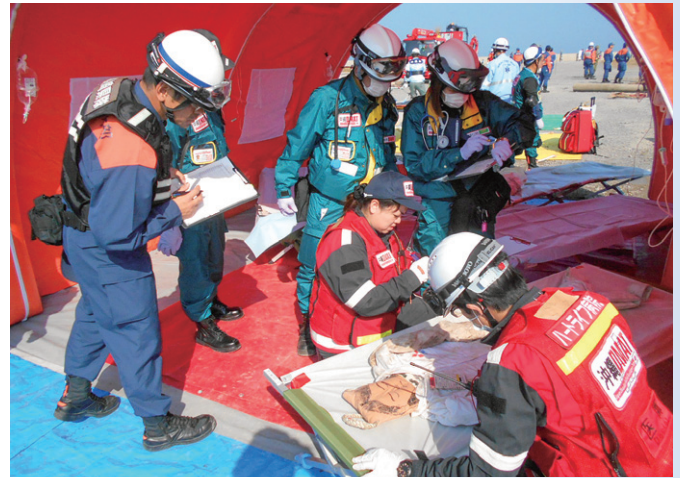
また本県は、有人離島を多数有することから多様な部隊進出を検証するため、自衛隊輸送機を活用した部隊進出（福岡県大隊の救助工作車（IV型）を北九州空港から長崎空港まで輸送）や民間フェリーによる部隊の進出（鹿児島県大隊）を実施した。

《今後の課題等》

- 瓦礫埋没建物救出訓練等の実動訓練と被災地初動対応訓練（図上訓練）を連動させ、より実践的な訓練の実施を計画したが、交通渋滞により統合機動部隊の到着が遅れ、訓練計画作成者が意図とした訓練の実施が出来なかった。実動訓練と図上訓練の連動した訓練の難しさを痛感した。今後は、訓練の主眼や検証項目を明確にし、図上訓練と連動する、しない、一部させるなどの検討が必要である。



C-130輸送機搭載訓練（北九州空港）



DMATと連携した応急救護所での救急活動（多比良港）

（2）部隊運用訓練

指揮支援部隊長（福岡市消防局）、指揮支援隊長（北九州市消防局、熊本市消防局）の活動管理の下、地震被害を想定した12項目の訓練を実施した。

津波倒壊家屋救出訓練では、緊急消防援助隊、陸上自衛隊、NPO法人九州救助犬協会が連携した訓練を実施した。瓦礫下（暗渠）救出訓練では、緊急消防援助隊と長崎県警察本部が連携した訓練を実施し、要救助者の救出・救助活動を行うなど、複数の防災関係機関による同一現場での連携活動の検証を行った。

また、消防防災ヘリ及び海上保安庁ヘリは、航空機運用調整班の統制の下、偵察・情報収集訓練、孤立者救出訓練、座屈倒壊中高層建物救出訓練、空中消火訓練で機動力を発揮した訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 訓練実施会場の地形的要因から、訓練によっては消防車両等の陰になり、観客席や本部席テントから隊員の活動が見えにくいところがあった。
- 各訓練想定に、応急救護所を設置し、各県大隊、被災地消防本部、DMAT（長崎県外からも参加）が、傷病者のトリアージを行い、搬送医療機関、搬送手段の決定等を連携した訓練を行い、統括DMATの設置や任務などを訓練計画したが、お互いの認識や連携不足により医療機関までの搬送に時間を要すなどの事案があったため、引き続き訓練を継続していくことが必要であると感じた。

（3）後方支援活動訓練

メイン会場と隣接する場所を宿営場所と設定し、後方支援活動を実施した。

《今後の課題等》

- 事前に各県大隊の参加人員及び持ち込むエアテント数等を調査し、各県大隊の規模に合わせて宿営地の区割りを行ったが、手狭な割り当てとなってしまった。今後は、応援側の規模を確認するとともに、ある程度余裕を持った区割りが必要であると感じた。
- 後方支援活動については各県で考え方が異なると思うが、小規模消防本部の負担を軽減するため、エアテントや食事等の準備など消防本部単位での活動ではなく、県大隊単位で活動することをブロック訓練で検証していくことが必要と感じた。

6. おわりに

今回の訓練には、九州各県緊急消防援助隊の他、陸上・航空自衛隊、九州各県DMAT、海上保安庁、県警察本部等多数の防災関係機関に参加いただきました。災害初動時における迅速な対応及び安全・確実な活動には、防災関係機関の連携が必要不可欠であり、本訓練を通じて各機関が「顔の見える関係」を構築することができたことは大きな財産となりました。

また、今回の訓練を成功させるため、長崎県消防長会の全面的な協力をいただき「オール長崎」を合言葉に、県と県内全消防本部（局）が一致団結して、訓練に取り組むことができたことが何ものにも代え難い成果となりました。

最後に、今回の訓練開催に際し、多大な御協力を賜りました九州ブロック内各県、消防機関、防災等関係機関の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

全国初 女性消防団員による合同連携実動訓練について

～女性消防団員の活動の幅を広げるために～

神奈川県 安全防災局安全防災部消防課

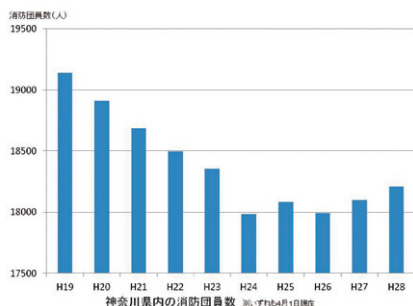
1 はじめに

神奈川県では、大規模災害に備え、県内市町村と一体となって、消防団の充実強化に取り組んでいます。その取組の一つとして、年々増加する女性消防団員の皆さんの活動の幅を広げるため、全国の都道府県で初めて、女性消防団員及び女性防火クラブ員による合同連携実動訓練を実施しましたので、御紹介します。

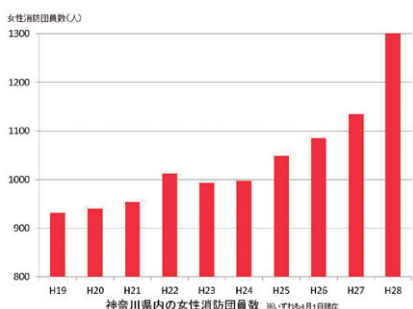
2 神奈川県の消防団の現状

本県は、全国と同様に、消防団員の減少が大きな課題となっていますが、近年は、増加へと転じつつあります。平成24年に17,983名まで減少した消防団員は、平成28年までの4年間で全国トップの228名が増加し、18,211名となっています。これは、女性消防団員の増加が、大きな要因となっています。

県内には、平成28年4月1日現在、1,309名の女性消防団員が所属しており、この4年間で、男性が83名減少する中、女性は311名も増加しています。



神奈川県内の消防団員数



神奈川県内の女性消防団員数

3 訓練実施までの経緯(これまでの取組)

首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模災害の発生が懸念されている中、本県においても、地域防災の核である消防団を充実強化していくことは大変重要です。

しかし、県内の消防団では、サラリーマン団員が6割を超えており、平日昼間などは、参集できる消防団員に限られる場合もあります。

そこで、県は、増加している女性消防団員の皆さんに、平時の予防広報活動だけでなく、大規模災害時の救出救助活動などでも活躍していただければ、県民の命を守るために大変有効であると考え、女性消防団員の活動の幅を広げる取組を進めてきました。

(1) “女性・輝き・消防団”つながりワークショップ

平成28年2月6日(土)に、女性消防団員の消防団活動へのニーズ等を把握するとともに、県内で「顔の見える関係」を築くため、県内女性消防団員等57名によるワークショップを実施しました。日頃の活動内容や課題等について話し合う中で、女性消防団員の活動内容は消防団ごとに様々であることが分かりました。所属消防団の4割近くが女性で、男女の別なく活動している消防団もあれば、女性が入って間もないことや環境設備が整っていないことなどから、活動が限られている消防団もあります。

このように、県内の状況は様々ですが、参加者の共通の思いとしては、もっと活躍の場を広げたいということでした。そこで、県内の女性消防団員が、実際に連携して実動訓練を実施してみたらどうかという提案もありました。



ワークショップの様子

(2) 神奈川県消防操法大会での合同訓練デモンストレーションワークショップでの提案を受け、まず合同訓練デモンストレーションを行いました。平成28年7月28日(木)に開催した第50回神奈川県消防操法大会において、約3,000人の県民の前で、女性消防操法披露と併せて、女性消防団員72名により実施しました。この取組は、実動訓練に向けたよい準備になっただけでなく、消防操法大会の場で実施することで、女性消防団員活動の大きなPRにもなりました。



合同訓練デモンストレーションの様子

4 合同連携実動訓練について

こうした取組を進め、平成28年11月15日(火)に、神奈川県消防学校において、全国初の女性消防団員による合同連携実動訓練を実施しました。

この訓練は、サラリーマンが多い男性消防団員が不在の平日昼間に大規模地震が起り、木造住宅密集地で火災が発生したとの想定で行い、県内14市町から74名(女性消防団員11市町66名、女性防火クラブ員4市町8名)が参加しました。

当日は、神奈川県消防学校の訓練施設を活用し、消防学校教官の指導の下、女性消防団員及び女性防火クラブ員のみで、指揮隊、消火小隊、救護隊を編成し、災害現場の情報収集、消火、避難誘導及び救護等の一連の活動を行いました。



合同連携実動訓練の様子①



合同連携実動訓練の様子②



合同連携実動訓練の様子③



合同連携実動訓練の様子④

また、訓練に先立ち、大規模災害を想定した情報受伝達研修(トランシーバー・無線を使用した演習)や応急手当研修(心肺蘇生、三角巾による被覆などの演習)も実施しました。



情報受伝達研修の様子



応急手当研修の様子

5 今後に向けて

当日実施したアンケート結果では、訓練参加者の9割以上が、「参加して良かった。」「また参加したい。」と回答しました。

また、「所属消防団に女性が少ないため参加してよかった。」「意識の高い方が多くいたので刺激になった。同志の顔が見えるとモチベーションも上がる。」「女性も男性と同様に活動できるという気持ちを、多くの女性団員と分かち合うことができた。」などの意見があり、女性消防団員の皆さんの意識の高さが感じられました。

そこで、本県では、来年度から神奈川県消防学校で、女性消防団員等を対象とした特別教育を実施し、より一層の活動の活性化を図る予定です。

さらに今後は、女性消防団員の活性化の機運を、消防団全体の活性化にもつなげられるよう、市町村との連携を一層深め、様々な取組を展開してまいります。

例えば、平成26年度から本県と県内全ての市町村が一体となって行っている「かながわ消防フェア」の開催や、県内の消防イベント情報を一つにまとめた「かながわ消防イベントガイド」の作成、平成28年度からスタートした「かながわ消防団応援の店」登録制度(平成29年1月1日現在2,627店舗)における、更なる登録店舗の拡大などの取組を進めます。こうした取組を通じて、オール神奈川で消防団の充実強化を図ってまいります。

神奈川県消防団ホームページ:

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f440055/>



かながわ消防イベントガイド



かながわ消防フェア



かながわ消防団応援の店ステッカー

救急隊と病院の情報共有を支援する「ユビキタス救急医療支援システム」を活用した救急活動

神奈川県 横須賀市消防局／YRPユビキタス・ネットワーキング研究所

1 横須賀市における救急搬送の現状

横須賀市は、神奈川県の南東、三浦半島の中央部にあり、東は東京湾、西は相模湾に面しており、気温の高低が比較的少ない過ごしやすい土地です。

横須賀市の面積は100.83km²、人口は403,565人、世帯数は166,268世帯です（平成28年12月現在）。横須賀市消防局の救急隊は、12隊（1隊は兼務隊）、平成27年中の出動件数は22,960件であり、ここ数年は2万件を超える高止まりの状況が続いています。

救急出動の増加原因の一つとして、65歳以上の高齢者の搬送件数の増加が考えられ、今後も、高齢化が進むと予想されることから、病気や事故を未然に防ぐ取組である「予防救急」の推進や、「患者等搬送事業者の認定制度」を導入し、高齢者入所施設等から医療機関への通院、入退院及び病院間搬送等において、市民や医療機関が民間搬送業者を安心・安全に利用していただくとともに、救急出動に対する需要対策を図っているところです。

2 「ユビキタス救急医療支援システム」導入の経緯

救急活動の課題としては、救急需要の増加や交通環境の変化等による現場到着時間及び現場活動時間の延伸等の様々な問題がある中で、更なる救急処置の高度化など病院前救護体制の充実・強化が求められており、これらの問題を解決するには医療機関との更なる連携体制の構築が重要となります。

救急現場から医師への情報伝達ツールの基本は、電話による音声伝達であり、重症者の受入れの際は、救急隊員の傷病者観察による重症度・緊急度の判断を医師へ説明することにより、医療機関と情報共有するものでした。

しかし事故等による多発外傷の怪我の様子や微妙な心電図変化等、音声では伝えきれない内容も存在するため、電話による音声と共に救急車内の傷病者の映像を伝送することで傷病者の病態を医療機関と「リアルタイム」に共有し、情報伝達時間の短縮を図れ、適切な医療機関への搬送を効率良く、効果的に行うことを目指しています。

3 「ユビキタス救急医療支援システム」の運用体制と現在までの展開

平成22年度総務省が実施した「地域ICT（情報通信技術）利活用広域連携推進事業」に株式会社横須賀テレコムリサーチパークが「ユビキタス型救急医療支援システム」の開発を提案するため、当局が研究の協力依頼を受けたことがきっかけとなります。

平成23年度から非常用救急車を使用した走行中の試験を行い、平成25年度には、個人情報の取扱いについて、オンライン結合による保有個人情報の提供に該当するため、市の付属機関である横須賀市個人情報運営審議会へ報告し承認を得て、平成26年度からユビキタス救急医療支援システムを導入した運用を開始しています。

以下、ユビキタス救急医療支援システムの開発経緯と機能、導入効果と課題の詳細を記します。

● YRP ユビキタス・ネットワーキング研究所について

YRP は横須賀リサーチパークの略称で、横須賀市にある電波・情報通信技術の研究開発拠点です。

YRP ユビキタス・ネットワーキング研究所（以下、YRPUNL）は、YRP を運営する株式会社横須賀テレコムリサーチパークの中に2002年に設立された研究所です。YRPUNL は、ユビキタス・コンピューティング、IoT（Internet of Things、モノのインターネット）環境の構築、その実現に必要な最先端の通信技術を研究しています。これらの技術によって、身の回りのあらゆるモノに通信機能を持ったコンピュータを埋め込み、それらが相互に情報交換しながら協調動作することで、我々の生活をサポートする情報サービスを実現します。ユビキタス救急医療支援システムは、これらユビキタス・コンピューティングやIoTの技術を用いてYRPUNLが開発しました。

3.1 ユビキタス救急医療支援システム開発の経緯

ユビキタス救急医療支援システムの開発にあたり、まず救急医療現場での「情報」に関連する課題に着目しま

した。(1)傷病者の医療情報共有の質・効率向上、(2)院内準備の効率化による到着後の初期治療開始までの時間短縮、(3)軽症者の過剰搬送や過剰外来問題の解消、(4)搬送先確定までの時間の短縮、(5)受け入れ不可や患者転送(たらい回し)の解消、という課題を挙げ、この中でも特に横須賀市においては(1)と(2)に着目し、救急と病院の医師との情報共有を効率化することによりその活動を支援することを目標に開発を行いました。

(1)の実現のために、救急車にカメラを搭載し、映像によって傷病者の状況を伝達する機能を開発しました。これは、従来の救急隊員・医師間の伝達手段である、音声伝達を補強するものです。(2)の実現のために、救急車の位置情報を救急隊員・医師間で共有する機能を開発しました。

各機能の実現方法についても、消防局・救急隊員・医師の方にヒアリングを行い、試作とフィードバックを繰り返しました。実際のオペレーションを想定すると、救急隊員がカメラの角度調整を行うことは難しいとの意見がありました。このため、角度を医師が遠隔で操作する方式を採用しました。また、従来のカメラを搭載したシステムではPCでの操作を前提としていましたが、これでは伝送される映像を医師が見るために決まった場所に行かなければならないという問題がありました。このため、タブレットやスマートフォンにより機能を実現することにしました。さらに、操作が複雑になると運用が困難になるとの意見がありました。このため、提供する機能を絞り単純化し、操作が簡便になるようにしました。

運用に際しては、個人情報の扱いが課題となりました。これは実際の患者の映像を伝送するときは、本人の意思確認が必要である、という見解が横須賀市の個人情報運営委員会による方針として示されていたためです。このため、本人の同意の確認を行うことをチェックする機能を提供しました。これにより、現場での本人同意の確認漏れを防ぐことができます。

3.2 ユビキタス救急医療支援システムの機能と構成

前述の通り、ユビキタス救急医療支援システムは、大きく分けて2つの機能があります。1つは傷病者の状況を映像により伝達する「救急車内映像伝送機能」、もう1つは救急車の位置を病院と共有する「位置情報共通機能」です。

(1)救急車内映像伝達機能

図1に示すように、救急車に搭載されたカメラの映像を、医師がタブレットを操作することで見られます。医師は、情報を発信している救急車を選択して、映像を閲覧します。カメラ画像の角度は、医師のタブレット端末から操作できるようになっており、指で画像を引っ張る操作(スワイプ操作)をすることで画面の角度が変更されます。また、ズームイン、ズームアウト動作も可能です。図1の右端の絵にあるように血压等の表示モニタの画面も自分で見られます。このようにすることで、医師が見たい傷病者の部位や血压等の表示モニタ等の画面を自分で選択できるため、現場で救急活動にあたる救急隊に負荷がかからないシステムを実現しています。



図1 救急車内映像伝達機能

(2)位置情報共有機能

図2に示すとおり、救急車の位置情報はタブレット端末上に表示されています。また、図1の右端の図の通り、映像伝送中も救急車の位置を表示しています。このことにより、医師や医療スタッフは、救急車があとどのくらいの時間で病院に到着するのか予測でき、事前準備を効率化できます。



図2 位置情報共有機能

先進事例 紹介

図3は、ユビキタス救急医療支援システムの構成図です。普及を図る意味で特殊な機材をあえて使わず、クラウドサーバ・タブレット端末・LTEルータなど、一般に調達可能な機器を組み合わせて実現しています。これにより、機器の単価を抑えることもできました。また、消防局・救急車・救急病院に設置された端末とサーバ間の通信は、基本的にすべて暗号化されています。また、傷病者の映像はサーバを介さず、救急車のカメラと病院端末間でP2P (peer-to-peer) 通信により伝送しています。



図3 ユビキタス救急医療支援システムの構成

3.3 ユビキタス救急医療支援システムの導入効果と課題

平成25年10月から平成26年3月の半年間で、評価運用として横須賀市が保有する救急車の約半数にシステムを導入し、実際の救急医療現場においてシステムの評価運用を行いました。この評価運用の結果を踏まえ、運用体制の見直しや機能改善を実践し、平成26年4月より横須賀市の全救急車にシステムを導入して本運用を開始し、現在に至ります。

平成26年3月までの評価運用の結果を踏まえたヒアリングによる評価では、救急車内から実際に映像を発信した救急隊や、病院側でシステムを利用した医師から実例を踏まえた具体的な意見が多数得られました。システムによる現場業務への貢献については、目指していた「医療情報共有（コミュニケーション）の質向上」と「院内準備の効率化」の2点に加えて、現場救急隊における「救急活動時の安心感」などが挙げられました。コミュニケーションの質向上については、言葉で伝えるににくい情報も映像で自動かつ明確に伝えられる点が有用でした。例えば、医師が、同乗者の有無や状況、意識障害やショック、痙攣などの傷病者の状態や、血圧等の表示モニターやAED画面などを、自身でリアルタイムに選択し確認できるため、救急隊員がこれらを口頭で伝えなくてもよい上、搬

送中の映像も伝送することによって、病院収容後の医師への説明が迅速化する点を利点として挙げていました。そのほかにも、薬のパッケージを映像伝送で提示し薬物名を医師に伝達した例もありました。また、2隊が同時に病院に到着した場合で、どちらが重症かを映像によって判断し、受け入れ緊急度の判断に活用した例があったほか、血圧等の表示モニターを映像で見られたため、心肺停止に至る可能性のあった事案で医師が的確な指導・助言等を行えたことにより、心肺停止を回避し、後遺症もなく社会復帰された事例もありました。

院内準備の効率化といった観点では、コミュニケーションの質向上によりもたらされる効果に加え、位置情報共有機能により、救急車の来院時刻の予測ができ、院内スタッフの配置や設備の準備を効率的に行えて治療体制の円滑化につながったという意見がありました。

次に、現場救急隊における安心感については、医師に傷病者や救急活動の状況を映像で確認してもらえることから安心感があるという意見が、実際にシステムを活用した救急隊員からありました。そうした意見交換の中で、例えば、気管挿管実施等の活動では、医師の確認下にて実施することができれば有用であるといった意見も挙げられました。

位置情報の共有機能については、位置情報を病院と共有できたのが良いという意見や、他隊の位置を把握できるのが良いといった意見がありました。そのほかにも、具体的に活用した事例から硫化水素による事故において、多数傷病者が発生した事案では、救急車とドクターカーの現場での合流（ランデブー）に活用できたとのことでした。

ユビキタス救急医療支援システムの運用に際しては、消防局、医療機関及び開発元であるYRPUNLが意見交換するワーキンググループを設けて、定期的に議論を行っています。その中で課題を抽出し、システムや運用方針の改善を進めています。

ワーキンググループでは、傷病者の同意を得るプロセスを省力化したいという意見が出ました。これは、前述の通り横須賀市の個人情報運営委員会の方針に基づくものですが、迅速化のため省略することも検討したいということでした。また、運用を確実にするために、ユースケースを設定し、それに基づいて消防と医療機関の連携訓練をすべき、との意見も出ました。また、通信環境が悪い場所では、映像にタイムラグが生じることがあります。この点に関しては今後の通信技術の進歩により改善されていくことと期待しています。

「平成28年度三市合同総合防災フェア」を開催

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、11月23日（水）管内の大和川右岸河川敷内で「平成28年度三市合同総合防災フェア」を開催しました。

防災フェアは、主に展示ブースと体験ブースに分かれ、展示ブースではドクターヘリ、消防、警察及び自衛隊等の車両の展示等があり、また体験ブースではレスキュー体験、放水体験及び地震体験など様々な体験コーナーがあり多くの市民や親子連れで賑わい、ロープ渡りを体験したちびっこは「難しかったけど、とても楽しかった。」と目を輝かせていました。



婦人防火の絆を築いて40年

和歌山市消防局

平成28年11月16日（水）和歌山市民会館小ホールにおいて、和歌山市婦人防火クラブ連合会の結成40周年記念大会を開催。市長記念表彰、お招きした講師による記念講演、消防音楽隊をバックに和歌山市婦人防火のうた斉唱、体験発表などが行われました。最後に、全隊員による防火宣言で結び、防火への決意を新たにしました。



式辞を述べる須佐連合会長

消防通信

望

楼

ぼうろう

119キロ防火駅伝を実施

備北地区消防組合庄原消防署

平成28年11月16日（水）平成28年秋季全国火災予防運動の行事として、119キロ防火駅伝を実施しました。

当署では、勤務明けの職員がランニングを通じて、地理水利の状況を把握する取組を行っており、日頃鍛えた健脚により、火災の減少を懇願しつつ、タスキをつなぎました。

「一筆啓上 火の用心」熱い思いをタスキに込め、早朝4時00分にスタート。署長を始め総員16名で管内主要路線119キロを走破し、15時11分にゴールしました。



油流出事故への対応について職員研修を実施

山鹿市消防本部

山鹿市消防本部では、秋季全国火災予防運動の期間中、「油流出事故への対応について」予防課危険物係による職員研修を実施しました。

路面・水面の油処理等では、一たび油流出事故が発生すると被害が拡大することから資材の選択や道路での油流出事故の施工例、河川におけるオイルフェンスの展張例などを研修しました。

屋外訓練場では、「油処理剤の使用手法等」を実施し、職員の知識の向上と情報の共有化を図りました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



予防科第100期の実施

消防大学校では、専科教育の1つとして「予防科」を設置し、予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的とした教育訓練を実施しています。

今年度の予防科100期では、学生48名は入校前に事前教育として約2か月間のeラーニング（インターネットによる個別学習）を受講し、その後、平成28年8月23日から10月13日までの52日間にわたる消防大学校での集合教育を修了し全員が卒業しました。

集合教育では、座学（講義）において、最新の予防行政の動向、法制、燃焼理論、査察・違反処理、教育技法及び講義演習等を学びました。また、今回から新たな科目として加えた「火災予防条例の運用」では、大規模な催しに関する火災予防条例の規定に係る運用要領を修得し、また、「違反処理実習」では、違反処理の事務手続きを演習方式により学び、より高度な知識・技術の修得に努めました。

実技では、違反処理実習と題して、本校の施設を利用した具体的な違反処理の手法（質問調書の記載、命令書の作成及び交付、標識の作成及び公示）を学び、違反処理演習では、講師の違反是正支援アドバイザーから助言を受けながら、違反を覚知してからの処理手順等を学び違反処理全般に対する知識・技術の向上を図りました。

さらに、校外研修では、日本消防検定協会、消防庁消防研究センター、清水建設株式会社技術研究所、東京地方裁判所及び能美防災株式会社メヌマ工場の視察を行い消防業務全般に係る視野を広げ、知見を深めました。

また、今回の予防科第100期は、予防科の変遷において大きな節目となることから、東日本旅客鉄道株式会社安全企画部調査役（前東京消防庁理事兼総務部長）荒井伸幸氏を招聘し特別記念講義を実施しました。

特別記念講義では、近年における防火対象物の違反是正推進の動きの大本となった平成13年の東京都新宿区歌舞伎町小規模雑居ビル火災に関して、消防法令改正や東京消防庁が行った施策とその考え方について火災現場の具体的状況も交えて伺うことができ、火災予防対策の重要性を改めて痛感したところです。

研修を終えた学生からは、「消防大学校でなければ聴講することができない貴重な話が多く有意義であった。」「違反処理要領は机上だけでなく実際に立入検査等を行い体験できたことは大変に参考になった。」など、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、総合的に有益であったと評価する意見が多く寄せられるとともに、今後の予防行政への展望に係る意見を挙げて、将来へ続く、安全・安心を誓いました。



違反処理実習の様子



荒井伸幸氏による特別記念講義

問い合わせ先

消防大学校教務部 大森助教
TEL: 0422-46-1714



警防科第100期の実施

消防大学校では、警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得し、警防業務の教育指導者等としての資質の向上を図ることを目的に専科教育の1つとして「警防科」を設置しています。

本年度の警防科第100期では、入校前の事前教育として約1か月間のeラーニング（インターネットによる個別学習）の受講を経て、平成28年10月19日から12月8日までの51日間にわたる消防大学校での集合教育を修了し、60名全員が卒業しました。

集合教育(座学・講義)では、最新の警防行政の動向、法制、警防活動の多様な事例、戦術、現場指揮、安全管理、図上訓練、教育技法を学ぶとともに、課題研究を実施し、教育指導者として必要な指揮、安全管理能力を醸成させるためのより高度な知識の修得に努めました。

実技訓練では、小隊指揮、中隊指揮を始め指揮シミュレーション訓練を重ね、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた特殊災害対応訓練や多数傷病者対応訓練のほか、実火災体験型訓練（ホット・トレーニング）に加え、今年度から危険物火災対応訓練を導入し、実際に危険物を燃焼させてボイル・オーバー、スロップ・オーバーを再現し、燃焼状況を確認するとともに消火薬剤を用いた消火や漏洩防止訓練を実施するなど災害

対応能力と指揮能力の向上を図りました。

校外研修では、消防研究センター、東京消防庁第八方面本部救助機動部隊・多摩航空センター、米国海軍日本管区司令部消防隊、海上保安庁横浜防災基地の視察を行い、消防業務全般に係る見識を深めました。

さらに今回は警防科「第100期」という節目の期であることから、横浜市消防局長の久保田真人様をお招きして特別記念講演を実施しました。久保田局長は消防署長、警防部長を歴任され、永きにわたって警防分野で御活躍されたその豊かな御経験から、消防における警防の重要性をあらゆる視点から御講演いただきました。

研修を終えた学生からは、「消防大学校でなければ聴講することができない貴重な講義が多く、部下の教育指導のためにも参考となった。」「多くの訓練を通じて指揮、安全管理能力の向上にとっても有益であった。」など、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、総合的に有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

警防科第100期で共に学び卒業した60名の学生が、消防大学校で得た知識・技術等の財産を糧に、郷土の安心と安全の確立に向け、これからの時代を担う消防幹部職員として活躍されることを期待しています。



実火災体験型訓練（危険物火災）の様子



横浜市消防局 久保田局長による特別記念講演

問合わせ先

消防大学校教務部 柏崎助教授
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成28年12月24日～平成29年1月23日)

<予防課>

28.12.26	消防設備士試験に関する試験問題誤りの再発防止	一般財団法人 消防試験研究センターから、同センターが実施した消防設備士試験において、試験問題に誤りがあったとの報告がありました。
----------	------------------------	--

<地域防災室>

29.1.13	「地域防災力向上シンポジウムin沖縄2017」及び「地域防災力向上シンポジウムin三重2017」の開催	地域防災の新たな担い手として期待される女性や若者を始めとして、地域住民や自主防災組織、企業、教育、医療・福祉等各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、沖縄県那覇市及び三重県志摩市において「地域防災力向上シンポジウム」を開催します。
---------	---	--

<防災情報室>

29.1.5	「災害情報伝達手段等の高度化事業」の実証事業実施団体の決定	総務省において、地方公共団体を対象として、「災害情報伝達手段等の高度化事業」に係る提案の公募を行い、今般、外部の有識者からなる評価委員会の評価に基づき、実証事業実施団体を選定しましたのでお知らせします。
--------	-------------------------------	---

最近の通知 (平成28年12月24日～平成29年1月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第13号	平成29年1月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における保安確保について
事務連絡	平成29年1月19日	各都道府県消防防災主管部局	消防庁消防・救急課	平成29年度の消防防災に関する地方債措置の見直しについて
消防消第247号	平成28年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	新潟県糸魚川市大規模火災を踏まえた火災に対する警戒の強化について
消防予第391号	平成28年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物に係る調査の結果について
消防救第189号	平成28年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁救急企画室長	精神科救急における消防機関と関係他機関の連携について
府政防第1416号 消防災第184号	平成28年12月26日	各都道府県防災担当主管部局長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当） 消防庁国民保護・防災 部防災課長	「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更について

広報テーマ

2 月		3 月	
①地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼び掛け	地域防災室	①住宅の耐震化と家具の転倒防止	防災課
②春季全国火災予防運動	予防課	②地域に密着した消防団活動の推進	地域防災室
③全国山火事予防運動	特殊災害室	③少年消防クラブ活動への理解と参加の呼び掛け	地域防災室

「消防団加入促進キャンペーン」の実施

地域防災室

消防団を中核とした地域防災力の充実を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立しました。この法律において国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう必要な措置を講ずるものとされています。

消防庁ではこれまで、法律の趣旨を踏まえ、地域防災力の充実強化に全力で取り組んでいるところですが、本年度も引き続き、関係団体と連携して、平成29年1月から3月までの間、「消防団加入促進キャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間中には、女性、学生及び公務員等の幅広い層への積極的な加入促進などに取り組んでいただ

くよう、消防庁長官から各都道府県知事及び各市町村長に対し、『「消防団加入促進キャンペーン」に基づく広報の推進について（依頼）」（平成29年1月16日付け消防地第6号）を発出しました。

本通知では、広報誌、ホームページ等のあらゆる広報媒体を通じて、効果的な広報を推進していただくとともに、キャンペーン期間中に開催される各種イベント等において、消防庁作成の「消防団加入促進ポスター」、「消防団加入促進リーフレット」等を活用した消防団員募集の広報を推進していただくよう依頼しました。

これからも地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に加入されることを期待しています。



リーフレット（表裏）

消防団加入促進ポスター

問合わせ先
消防庁地域防災室 長堀
TEL: 03-5253-7561



平成29年春季全国火災予防運動

予防課

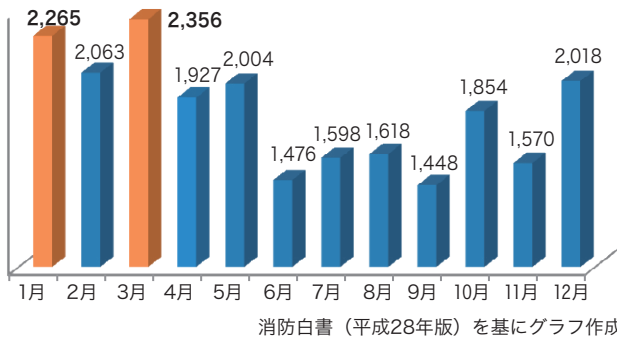
消防庁では、「消しましょう その火その時 その場所で」を平成28年度全国統一防火標語とし、平成29年3月1日から7日までの7日間にわたり、「春季全国火災予防運動」を実施します。

平成27年中に全国で発生した建物火災は22,197件ですが、月別の発生件数をみますと、3月が最も多く(2,356件)、次いで1月(2,265件)、2月(2,063件)となっており、冬場だけではなく、春先にも火災が多く発生する傾向にあります。

火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが何よりも大切です。

火災予防運動の期間中は、全国各地で消防訓練や、防火に関する講習のほか、防火防災に関する展示、体験型イベントなど各種行事が行われますので、是非この機会に防火の知識や技能の修得に努めるなど、防火意識を高めましょう。

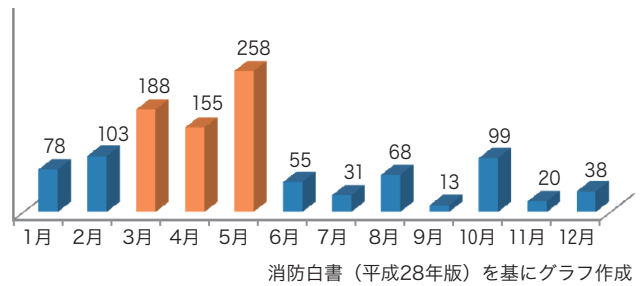
建物火災の月別発生件数（平成27年中）



また、この火災予防運動に合わせて、山火事予防に対する意識を高め、森林の保全と地域の安全に資することを目的とした「全国山火事予防運動」を林野庁と共同で実施します。

平成27年中における月別の林野火災の発生件数をみますと、3～5月の間の発生件数が全体の過半数を占めています。主な出火原因は、たき火、火入れ、放火となっており、これは、春を迎えての火入れや入山者が増加するためと考えられます。林野周辺にお住みの方や入山する方は、この時期に、山火事への防火意識を高め、山火事予防に御協力いただきますようお願いいたします。

林野火災の月別発生件数（平成27年中）



林野火災の主な出火原因（平成27年中）

たき火	火入れ	放火 [※]	たばこ	火遊び	その他
293	174	100	70	31	438

（注：放火の疑いを含む）

消防白書（平成28年版）より



平成29年春季全国火災予防運動広報ポスター



「全国山火事予防運動」ポスター：資料提供 林野庁

問い合わせ先

消防庁予防課 市川
TEL: 03-5253-7523

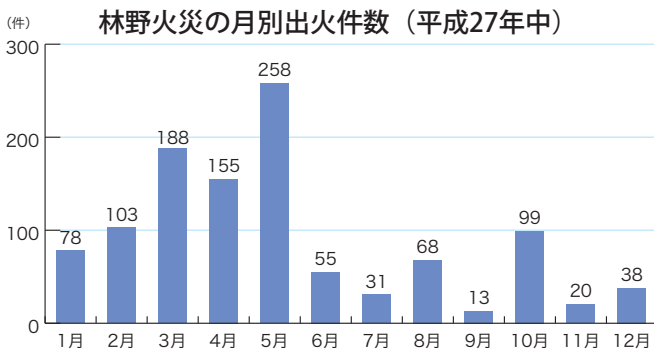


林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

特殊災害室

1 林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春先に多く発生しています。平成27年中は、下図に示すとおり3月から5月までの間に601件の火災が集中して発生しました（年間出火件数の約54%）。春先に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れている上、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっており、さらに、この時期になると火入れが行われ、また、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。



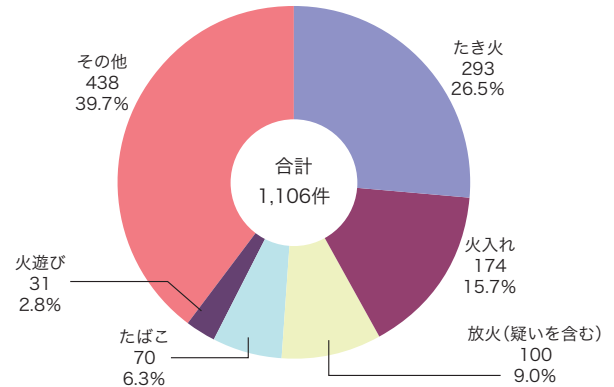
平成27年中の林野火災発生状況をみると、出火件数は1,106件（前年1,494件）、焼損面積は538ha（同1,062ha）、損害額は2億5,502万円（同13億6,902万円）、死者は8人（同17人）となっています。

出火原因としては、「たき火」によるものが293件で全体の26.5%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」の順となっており、「火遊び」を含めた人為的な要因による火災の割合は、全体の約60%を占めています。林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心掛けましょう。

【林野火災防止のための注意点】

- 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- 喫煙は、指定された場所で行い、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- バーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、そこを離れる時には、完全に火を消すこと
- 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること
- 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- 強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用は差し控えること

林野火災の出火原因別件数（平成27年中）



2 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼び掛けています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- テレビ、インターネット等の各種広報媒体を活用した山火事予防意識の高揚
- 消防訓練及び防火研修会の開催、女性（婦人）防火クラブの広報活動など活動など

平成29年 山火事予防の標語

「火の用心 森から聞こえる ありがとう」

3 おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気を付けましょう。

問い合わせ先

消防庁特殊災害室 宮嶋
TEL: 03-5253-7528



わたし
じつは
消防団員。

あなたの住んでる街のために、
あなたのチカラをかしてくれませんか。

消防団員募集

■消防団に関する詳しい情報は **消防団 検索** <http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

消防団員募集の手続きなどについては、各市町村ごとに定められていますので、居住地(または勤務地)の市役所・町村役場、または最寄りの消防署にお問い合わせください。



銀行員の
瀬川文香です。
〈東京都葛飾区消防団文香消防団〉



FDMA 総務省消防庁
消防防災CIC Fire and Disaster Management Agency
twitter **【消防庁】**